

# 大須賀中学校いじめ防止基本方針

いじめにかかわる悲しい報告が連日のように報道されています。いじめは「どこにもおこりうる」ことを再認識し、本校でも「いじめはおこる」ことを念頭に置き、いじめがおこる前に防ぐこと、いざおこった時にはすぐに対応をし、解決をはかり、本校からいじめによる悲しい出来事がおこらないようにすることを職員一同が決意していかなければなりません。また、先般（平成25年6月21日）「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ対策が法的にも規定されました。つまり、いじめに関わり、対策がなされていなければ法律に違反しているということになります。こうしたことを踏まえ、本校でもいじめに対する対策書を作成し、この対策書に基づいていじめの事前防止やいじめの発生した場合の対応について全職員が共通理解を図っていきたいと考えます。

## 1 教職員指導の徹底

### (1) 校長、教頭による訓示

#### ア 毎週行われる職員打ち合わせ

毎週1回は管理職による訓示を職員連絡会にて行う。

#### イ 職員会、校内研修等の会議

年間20回を数える全教職員での会議時に、管理職による訓示を入れる。

### (2) 教職員面談での指導

年間3回行われる管理職と教職員の個人面談で、指導・情報収集を行う。

#### ア 第1回6月～7月

#### イ 第2回10月～11月

#### ウ 第3回1月～2月

### (3) 校内研修

ア 夏季休業中の人権教育研修(生徒と同じ目線、生徒の人格形成)夏季休業前に行われる人権教育担当者研修会において担当が研修してきた子どもの人権に関する内容の伝達講習会を夏季休業中に企画・実施する。

イ いじめ防止のための資料を用いた研修静岡県、掛川市から出されているいじめ対応マニュアルをもとに校内研修を実施し、未然防止、発生後の対応について研修を深めていく。

### (4) 生徒に寄り添う指導の工夫

#### ア 生徒と共に過ごす時間の確保（会議、教育計画の見直し）

校内における会議の精選、時間短縮、方法の改善と教育計画の改善を図り、生徒と教師が共に関わる活動を多くすることで、教師と子どもの絆をより強化するように努める。

#### イ 学級、学年、生徒会活動の充実（来年度に向けて）

生徒が学校活動の主体であると感じることのできる、また教職員は頼りになると実感できる活動の工夫とその実践をする。

## (5) いじめ対応のための組織づくり

### ア 組織対応

いじめ問題等が発生した場合、学級担任が抱え込むのではなく、組織としての対応を図っていく。そのためにも、教職員間の相談体制を確立していくとともに、担任が相談しやすい体制作りをする。

### イ 関係機関との連携

いじめ問題が発生した場合、その状況に応じて関係機関（警察・児童相談所など）との連携を図っていく。そのためにも、日ごろより、関係機関との連携をとり、連絡・相談・報告を行っていく。

#### 組織体制

いじめ発生発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

↓（→関係機関への連絡）

#### いじめ対策委員会の招集

- ・校長・教頭・教務・生徒指導・学年主任
- ・該当学年職員（・SC）（・関係機関）

## 2 情報収集の強化

### (1) 週1回の学年主任者会、コーディネーター会の開催

毎週1回行われている学年主任者会（校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、事務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターで組織）とコーディネーター会（生徒指導主事、学年生活担当）の機能を充実させると共に、生徒、教職員の気になるあらかのの情報収集と情報の共有をする。

### (2) 生徒からの情報収集・啓発活動

#### ア ステージアンケートと教育相談

現在、各ステージごと生徒たちが行う振り返りアンケートで、困っていることや相談をしたいことを記入する欄を設け、気になる記述についてはできるだけ早く情報収集を行い、対策を立てて相談活動などを実践するようしていく。定期的に教育相談の時間を確保し、担任が全生徒と話ができる機会を設ける。

#### イ あゆみ（予定帳）の日記の活用

毎日の学級担任との日記のやりとりから、学級担任に対して生徒が信頼感をもつようになる。問題については、生徒からの聞き取りや、相談により、学級、学年、全校で速やかに対処するなど、生徒が「相談してよかった」と思える指導の展開を基本としている。このシステムをさらに強化していく。

#### ウ 休み時間の生徒との会話や相談

生徒からの情報は、何気ない普段の会話にも垣間見える。そのため、昼休みや授業の合間など、教職員はできるだけ多くの生徒と会話に励むようにする。

## エ 班長会の実施

帰りの会の前に行う班長会によって、学級の様子を担当が把握し、いじめにつながるあらわれなどをつかんでいくとともに、リーダーを意図的に育て、学級の機能が充実していくことを図る。

## オ 啓発活動

日ごろから、いじめに対する啓発活動を行う。また、道徳の時間などを活用し、いじめ問題について考えさせる場としていく。いじめがおこる背景として、子ども同士の人間関係の希薄化や他者への人権感覚の欠如などが考えられるため、生徒指導の3機能である「共感的人間関係の育成」「自己存在感の体得」「自己実現の場の設定」を意図的に行うことにより、人間関係の醸成や自尊感情を高め、他者の人権を認める指導をしていく。

カ 奇数月の10日を含む週を「いじめゼロ強化週間」として、生徒会や地域を巻き込みながら、アンケート調査や啓発活動を行っていく。

### (3) P T Aとの連携

校内で起きたこと、保護者が関わることについては、P T A三役にも学校が報告し、子どもや保護者、教職員が間違った風評に戸惑うことがないように、日ごろから、指導の方針や意図について理解を図る。

### (4) 地域の健全育成組織及び関係機関との連携

子どもたちは、地域の中で生活をしている。地域の方々による子どもへの支援や、情報提供をいただきその子が抱える問題が解決していく場面が見られる。

日頃から、学校の教育活動を積極的に公開し、地域の方に協力を求め、連携を図る必要がある。また、いじめ問題が発生した場合には、適切に関係機関（警察・児童相談所など）と連絡をとり、対応をしていく。

(5) ネットに関わる指導ネットに関しては、生徒の状況を調査するとともに、ネットの危険性について、生徒・保護者・地域に対して啓発していく。また、日々進歩をしていくネット環境について校内研修などを利用し、職員が学習する機会を設けていく。

## 3 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

ア 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめの場合。

イ 欠席の原因がいじめと認められ、児童生徒が相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは、一定期間連続して欠席している場合。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあった場合や、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合。

### (2) 重大事態の報告

重大事態又はその疑いがあると認める事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

### (3) 重大事態にかかる調査

ア 「学校いじめ防止対策委員会」又は「掛川市いじめ防止対策推進委員会」において調査を行う。どちらにするかは、学校からの報告を受けた際に教育委員会が判断する。

また、学校が主体となっていく場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

イ 重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、教育委員会を通して総合教育会議で協議するとともに、必要な指示を受ける。

(4) 調査結果の報告及び情報提供

ア 調査結果の報告 重大事態にかかる調査結果は、教育委員会を通して市長に報告する。

イ いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係について、適切な方法で説明を行う。その際には、関係者の個人情報に十分留意する。

掛川市教育委員会	0537-21-1156
西部児童相談所	0538-37-2854
掛川市役所こども希望課	0537-21-1163
掛川市役所福祉課	0537-21-1144
掛川警察署	0537-22-0110

掛川市立大須賀中学校